

【報告事項】

1 警察署協議会会長連絡会議の開催について

（総務部）

警察本部から「2月6日、警察署協議会会長連絡会議を開催する。本会議の目的は、警察署協議会の活動状況等について情報交換し、同会の効果的な運営を図ることである。出席者は、公安委員長及び委員、各警察署協議会会長又は副会長、警察本部長、各部長等である。」旨の報告があった。

公安委員から「警察署協議会は、警察署と地域住民の架け橋となる重要な役割を担っている。出席者の相互理解と情報共有に資する意義ある会議となるようお願いする。」旨の発言があった。

2 令和6年中における110番通報の状況について

（地域部）

警察本部から「令和6年中における110番通報の総受理件数は、約61万6,000件であり、前年比約4万2,000件増加しており、過去20年間で最多であった。このうち、子供のいたずら、意味不明な内容、遺失物の問合せ等、いわゆる不要不急の通報は約20万件と全体の約33パーセントを占めており、毎年1月10日の「110番の日」には広報を行い、不要不急の110番が少しでも減少するよう県民に協力を呼び掛けている。110番通報は県民の生命等の保護に直接かかわる緊急通報であり、今後とも迅速かつ的確な対応に努めていく。」旨の報告があった。

公安委員から「外国人からの110番通報は増えているのか。また、それはどのような通報内容なのか。」旨の発言があり、警察本部から「昨年、多言語コールセンターの通訳を介して外国人から受理した110番通報は約600件であり、令和元年の約230件から年々増加傾向にある。内容別では、交通事故が多く、そのほか遺失物やもめごとに関するものなどもあり、受理に際しては、県が設置している多言語コールセンターと三者通話を行うなどしながら、適切に対応している。」旨の説明があった。

公安委員から「本県の受理件数は、全国的にも多いのか。」旨の発言があり、警察本部から「昨年は、全国第7位の件数であった。」旨の説明があった。

公安委員から「いわゆる不要不急の通報についての対応はどのように行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「警察に対する意見等に関して通信指令室で聴取している場合や、各種問合せ等に関して警察署に対応を引き継いでいる場合などがある。」旨の説明があった。

公安委員から「不要不急の110番通報の多さに驚いている反面、何かあればまず警察に通報するという県民からの信頼の証でもあると思うので、引き続き、適切な対応をお願いする。」旨の発言があった。

3 北九州市小倉南区における中学生被害の殺人等事件被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「12月14日、北九州市小倉南区所在の飲食店において発生した殺人等事件については、翌15日に小倉南警察署に捜査本部を設置、16日には警察本部及び同署に緊急事態対策室を設置し、被疑者の早期検挙に向けた捜査と地域住民の安全・安心を確保するための防犯活動等を昼夜分かたず推進し、発生から6日目に被疑者を逮捕した。また、1月9日、殺人の罪で被疑者を再逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「被害者のどちらから襲ったのか。また、亡くなった女子中学生の氏名が当初から報道されていたのは、御遺族の意向なのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者は先に男子中学生を刺している。被害者の氏名等については、御遺族の意向を確認した上で、報道機関への対応を行った。」旨の説明があった。

公安委員から「動機は判明しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「動機については、引き続き、捜査中である。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者の逮捕に至るまでの経過について説明してもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から「現場周辺の防犯カメラ、市民から提供されたドライブレコーダーの映像を解析し、それをリレー方式でつなげていくことで被疑者を特定した。本件の発生を受けて、自治体による街頭カメラの増設などについても検討されていると聞いている。」旨の説明があった。

公安委員から「子供が利用する施設等の防犯対策についても進めてもらいたい。」、「地域住民の中には、まだまだ不安が残っている方も多いと思う。公安委員会としても、このような事件の発生を受けての対策はもちろん、起こさせないための対策についても一緒に考えていきたい。」旨の発言があった。

4 司法面接室の設置について

(刑事部)

警察本部から「児童虐待事案の被害児童等から、正確な情報を引き出し、被害児童等が安心して話せるハード面での環境を整備するため、司法面接室を警察本部と小倉北警察署に設置し、

2月3日から運用を開始する予定である。」旨の報告があった。

公安委員から「司法面接室での事情聴取の対象となる児童虐待事案は、どのようなものか。」旨の発言があり、警察本部から「主に小学生以下の児童に対する児童虐待事案が対象となる。警察、検察、児童相談所等の関係機関が協同で面接を行い、代表者が事情聴取することにより、被害児童等の負担軽減や供述の信用性担保を目的としている。」旨の説明があった。

公安委員から「メンタルに傷を負った児童から事情聴取を行う場所であるため、緑の物を置いたり、窓に替わる絵画を設置するなど、リラックスできる環境の整備をお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「児童相談所や検察庁の面接室を参考に、引き続き、環境整備に取り組んでいく。」旨の説明があった。

5 風営適正化法違反事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「小倉北警察署、生活安全総務課及び北九州地区暴力団犯罪捜査課は、北九州市小倉北区内の深夜酒類提供飲食店において、公安委員会の許可を受けないで、接待を伴う風俗営業を営んだ風営適正化法違反事件について、1月21日、同区居住の飲食店経営の男性ほか2人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「いつ頃から営業していたのか。」旨の発言があり、警察本部から「深夜酒類提供飲食店の届出は、令和6年3月になされている。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者は、地元の北九州に密着して活動していたのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者は地元で密着して活動していた。」旨の説明があった。

公安委員から「このほかにも、被疑者らが経営する店舗があるのか。」旨の発言があり、警察本部から「現在、捜査中である。本件捜査により、現金等を押収しているため、犯罪収益についても剥奪していく。」旨の説明があった。

公安委員から「暴力団構成員は減少しているが、被疑者らのような形で暴力団と関わりを持つ者が増えている可能性もあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「そういった可能性もあるとみて、ターゲットを絞った強力な取締りを推進し、実態解明に努めているところである。」旨の説明があった。